

平成30年度地域医療介護総合確保基金に係る福島県計画の概要

1 県計画の趣旨

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づいて平成26年度から創設された基金交付金を活用した事業の福島県計画を策定するもの。

◇ 基金交付金の対象事業

<医療分>

- ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- ② 居宅等における医療の提供に関する事業
- ③ 医療従事者の確保に関する事業

<介護分>

- ① 介護施設等の整備に関する事業
- ② 介護従事者の確保に関する事業

2 背景と本県が目指す方向性

背景

- ・平成37年(2025年)に迎える超高齢社会
- ・～県民の3人に1人は65歳以上、5人に1人は75歳以上～
- ・→ **医療や介護を要する高齢者の増加**

現状

- ・原子力災害により、**医療・介護人材の不足が一層深刻**
- ・在宅での医療介護需要の増加が見込まれる一方で、**在宅医療提供体制が十分確保されていない状況**

取組の方向性

- ・**医療・介護人材の確保を進める。**
- ・超高齢社会を見据え、限られた医療介護資源を効率的・効果的に提供するために、**県内全域で病床の機能分化・連携や、在宅医療の推進、医療と介護の連携を段階的に進めていく。**

3 平成30年度県計画(案) ※交付額の内示前のため、変更の可能性あり。

【基金造成額＝県要求ベース】

総額 24.8億円 <医療分> 17.1億円【参考】H29実績：15.2億円
<介護分> 7.7億円【参考】H29実績：9.5億円

【参考：事業実施予定額(29年度以前の基金を活用する事業を含む)】

総額 34.7億円 <医療分> 17.1億円【参考】H29実績：10.5億円
<介護分> 17.6億円【参考】H29実績：11.1億円

- ・医療分・介護分ともに国ヒアリングが終了し、国の内示待ちとなっている。
- ・財源となる3分の2の国庫負担金は、各都道府県からの交付申請に基づき国が交付額を決定しているが、県の要求額どおりとならなかった場合、現在の県計画案を修正する可能性がある。

4 事業実施期間

平成30年4月1日～平成31年3月31日

(事業により事業開始月日、終了月日が異なる。)

5 計画の概要

(1) 計画のポイント

本県の重点課題である「医療・介護人材の確保」に関する事業を優先的に位置づけ、次に各市町村や県があらかじめ介護保険事業計画等に位置付けている「介護施設の整備」に関する事業を、さらに2025年の超高齢社会を見据え、「病床の機能分化・連携、在宅医療の推進、医療と介護の連携」につながる事業を盛り込んだ。

(2) 主な事業

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備

- ・病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備支援事業
- ・ICTを活用した地域医療ネットワーク基盤の整備支援事業
- ・地域医療提供体制強化事業

② 居宅等における医療の提供

- ・在宅医療推進事業
- ・在宅医療推進のための人材育成事業
- ・在宅医療基盤整備事業

③ 介護施設等の整備

- ・介護施設等の整備に関する事業

④ 医療従事者の確保

- ・看護師等養成所運営等事業
- ・病院内保育所運営費事業
- ・看護師勤務環境改善施設整備費事業

⑤ 介護従事者の確保

- ・介護従事者の確保に関する事業
 - 参入促進：多様な人材層（若者・女性・高齢者）に応じたマッチング支援事業
 - 資質の向上：地域包括ケアシステム関連研修事業等
 - 労働環境・処遇の改善：社会福祉法人経営労務管理改善支援事業